

1-3 上位・関連計画の方向性

1-3-1 第2次糸魚川市総合計画（改訂版）

（平成29年12月 改訂）

目標とする都市像

翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち



都市づくりの理念

豊かな自然に包まれた、市民が安全に安心して暮らせる^{みどり}翠の交流都市づくり

都市づくりの目標

- ①豊かな自然に包まれた集約型都市を目指したまちづくり
- ②市民が安全で安心して住み続けられるまちづくり
- ③翠の文化を未来へ繋ぐ交流と協働によるまちづくり

■将来都市構造

既存市街地ゾーン

- ・糸魚川地域…本市の中心としての魅力を高めるとともに、様々な都市機能を集約したコンパクトなまちの中で、利便性の高い地域へ住宅等を誘導し、暮らしやすいまちづくりを進めます。
- ・能生地域及び青海地域…生活に必要な都市機能を集約したコンパクトなまちの中で、暮らしやすいまちづくりを進めます。

農地・集落ゾーン

- ・住み慣れた集落地で快適に暮らせるような環境を維持するとともに、必要な生活サービス機能がある生活拠点をつくります。

山間地・集落ゾーン

- ・住み慣れた集落地で快適に暮らせるような環境を維持するとともに、必要な生活サービス機能がある生活拠点をつくります。

都市間十字型連携軸

- ・三大都市圏、環日本海交流圏などの交流を拡大するとともに、本市の魅力発信による産業や観光の振興を図るため、広域的なネットワークを強化します。

都市内連携軸

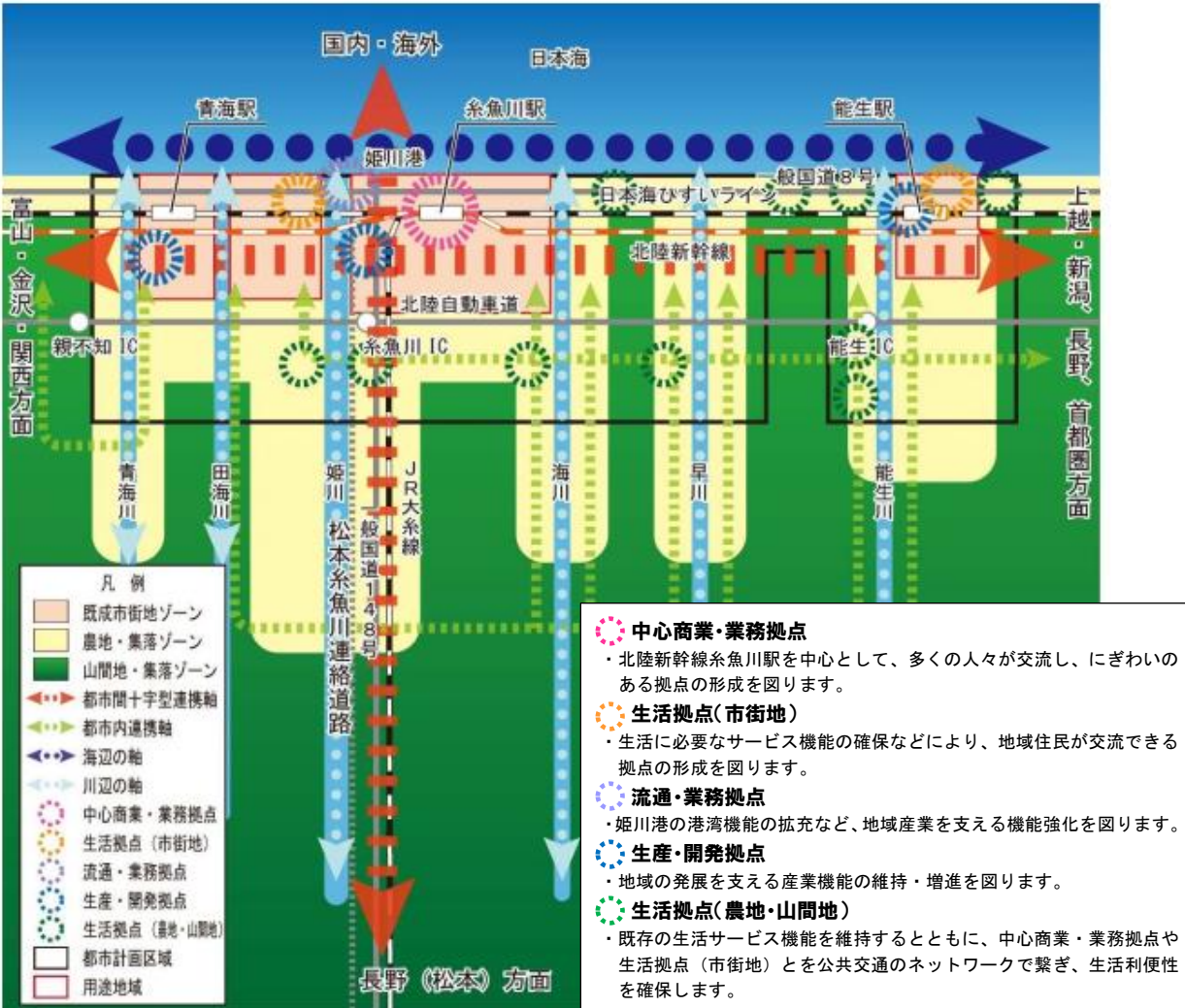
- ・道路・交通網として都市間十字型連携軸と合わせて本市の骨格を形成し、市街地や集落間の連携強化、まちの一体化を図ります。

海辺の軸

- ・海岸沿いの良好な自然環境・景観を保全するとともに、高波や波浪などの災害に備えた防災対策を強化します。

川辺の軸

- ・緑豊かな山々と一体となった、河川沿いの良好な自然環境・景観を保全するとともに、洪水などの災害に備えた防災対策を強化します。



バリアフリー関連の主な方針

都市施設の 整備方針

■道路・交通体系の整備方針

・【市内バスネットワーク】

乗り換え拠点をはじめとするバス停周辺の施設整備や、バリアフリー化等の検討を進めます。

・【その他】

歩行者や自転車利用者が安全に安心して交通できるように、歩行空間のバリアフリー化や自転車交通空間の確保などを図ります。

■公園・緑地の整備方針

・【公園・緑地等】

既設の公園・緑地については、必要に応じてトイレ・遊具などの施設の更新を図り、利便性の向上や安全性の確保に努める他、地域住民の理解と協力のもと、維持管理を行います。また、高齢者、障がい者等に配慮したバリアフリー化等を図ります。

まちづくりの方針

“若者・子育て世代が快適に暮らせる中心市街地づくり”

中心市街地での魅力的な都市機能の集約と快適な住環境の整備により、若者や子育て世代が増えることで、高齢者も含めた多様な世代が集い、交流し、安心して住み続けられる中心市街地の形成を目指します。

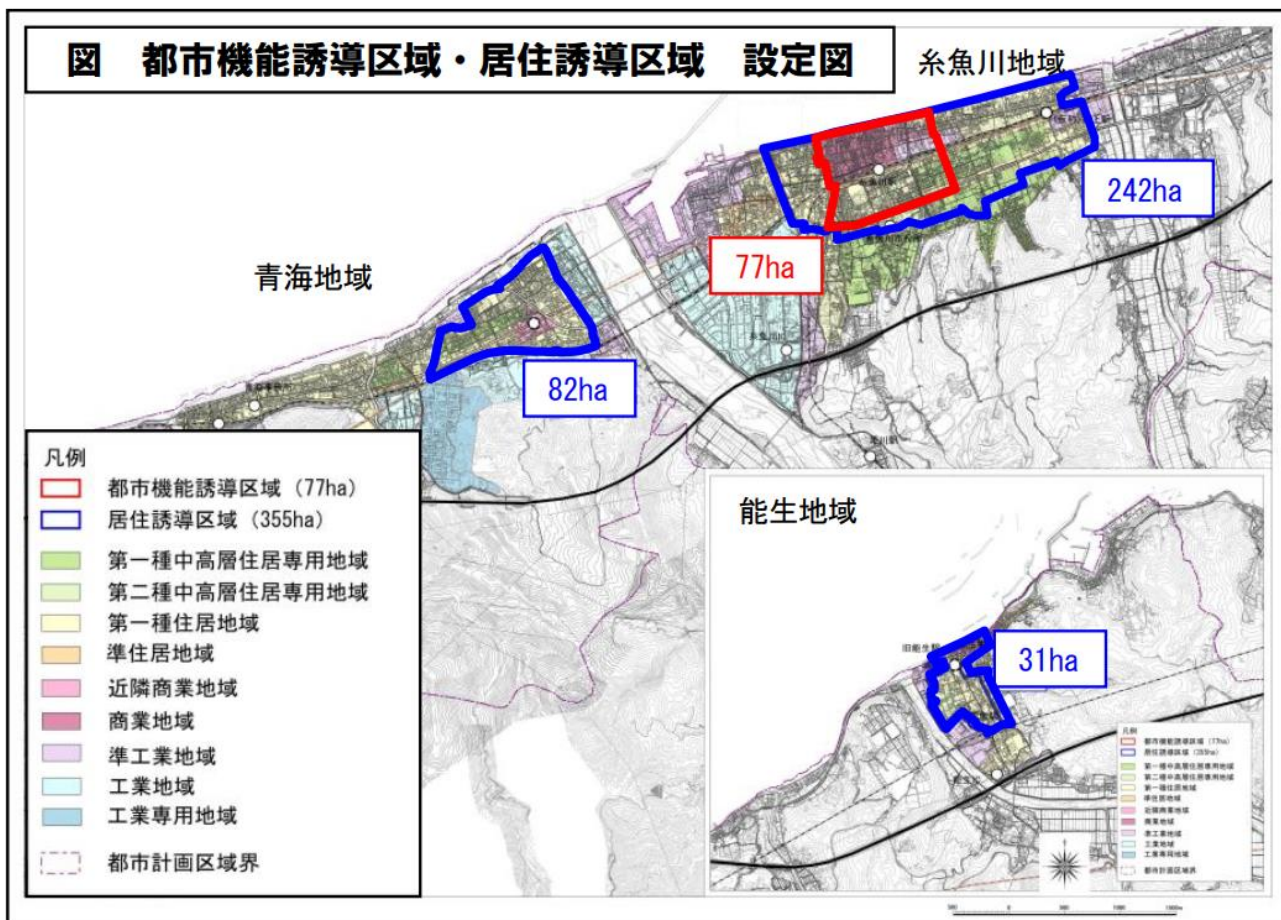
誘導区域の設定

<都市機能誘導区域の設定>

- 本計画におけるまちづくりの方針の実現に資する区域とするため、糸魚川駅周辺を本市の中心拠点として位置付け、これまで中心市街地として形成されてきた商業地域及び近隣商業地域等が指定されている範囲を基本として区域を設定します。駅南側についても、都市計画道路等の充実した都市基盤を活かした都市機能の誘導を図るため、区域を設定します。
- 都市機能誘導区域の設定は、糸魚川駅周辺とし、能生・青海地域は、公共交通の効率性と利便性の向上等によって糸魚川地域との連携強化、両地域に立地する医療・福祉・商業施設等の日常生活に必要な機能の維持を図ることとします。

<居住誘導区域の設定>

- 空き家や低未利用地の有効活用や適正管理を進めるとともに、各地域の実情に応じて、居住環境や生活利便性の向上を図ることなどにより、若者・子育て世代が暮らしやすいエリアの形成を進めます。
- 都市機能誘導区域を設定する糸魚川地域のほか、能生・青海地域は、公共交通の効率性と利便性の向上等によって糸魚川地域との連携強化、両地域に立地する日常生活に必要な機能の維持を図ることとしていることから、能生・青海地域についても居住誘導区域を設定し、公共交通を利用しやすい利便性の高いエリアへ居住の誘導を図ります。



目標

“復興からの糸魚川駅北地区のにぎわいづくり”

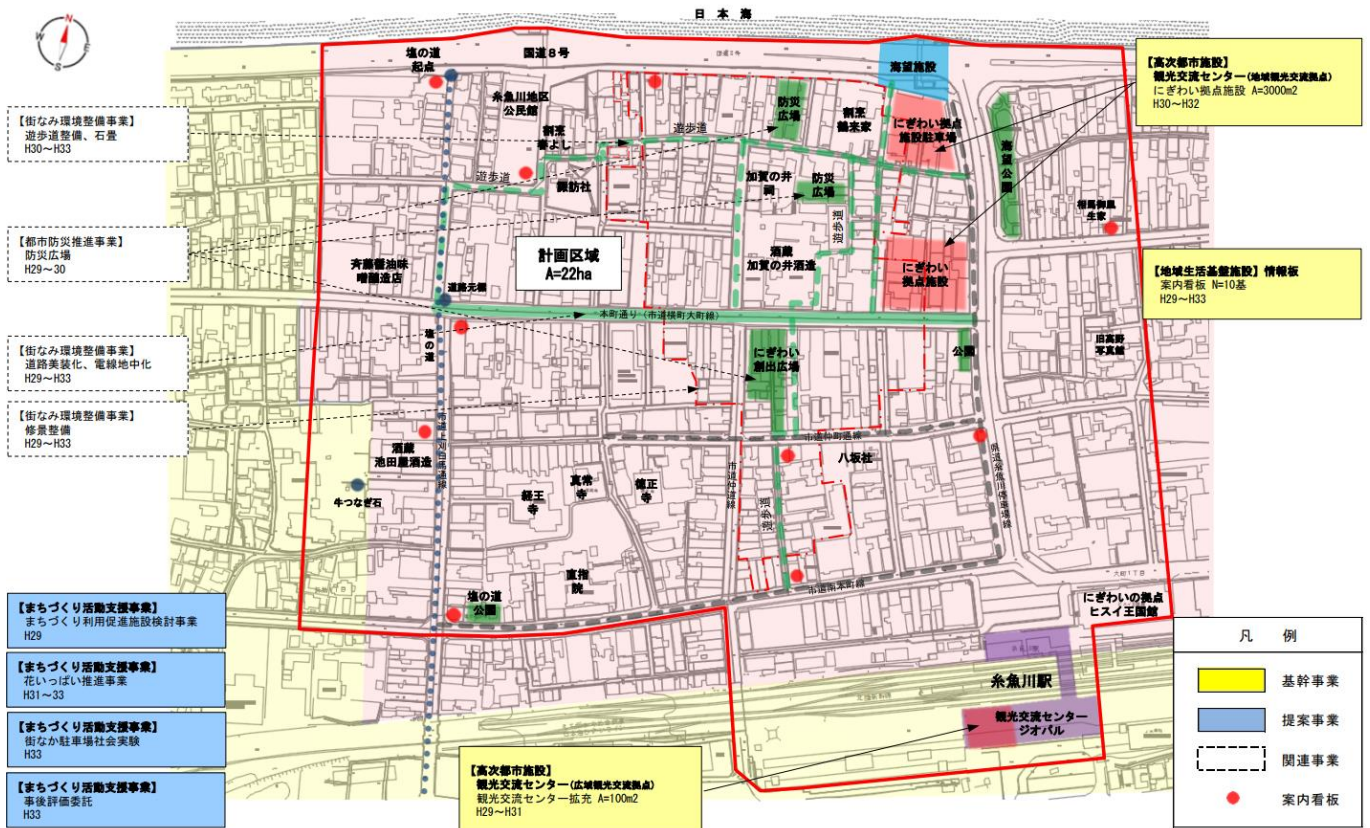
計画区域の整備方針

目標 1：回遊性を高めることによりまちなか全体を歩いて楽しめるにぎわいの創出を目指す
 大火からの復興まちづくりの推進により、雁木や街なみが再生する本町通り（加賀街道）や、古道「塩の道」の起点である白馬通り（松本街道）等に点在する建造物等の歴史的資産を有機的につなぐことにより回遊性を高め、多くの来街者にまちなか全体を歩いて楽しめるにぎわいの創出を目指す。
 まちなかに人が出歩くことで、現在の街の保全だけではなく新たな魅力の発見や創造につながることを期待している。

目標 2：市内外からの誘客を図るため、にぎわい創出の拠点施設など施設の整備を図る
 北陸新幹線の日本海側の玄関口であるとともに在来線・3セク路線の結節点である糸魚川駅や北陸自動車道や国道8号等の広域交通の結節点であり、歴史的旧街道の結節点でもある中心市街地の立地特性を活用し、市内外からの誘客を図るためにぎわい創出の拠点となる施設の新規・拡充整備など施設の整備を図る。街なかに新設するにぎわい拠点施設と糸魚川駅に隣接して拡充する既存施設が共通のテーマを持ち連携することにより、互いに相乗効果を発揮して地域の活性化につながることを期待できる。

目標 3：若者や子供世代が訪れたいくなるような施設整備と運営企画を目指し、ヒトづくりとマチづくりの「交流の場づくり」を図る
 若者や子供世代が訪れたいくなるような施設整備と運営企画を目指し、ヒトづくりとマチづくりの「交流の場づくり」を図る。地元市民、特に若者や子供世代が訪れたいくなるような施設整備と運営企画を目指し、利用者が中心となってヒトづくりとマチづくりの「交流の場づくり」を図る。交流の場を利用して自らまちの活動に関わることにより、地域に根ざした人材の育成とまちの維持を期待している。

■ 糸魚川駅北地区 整備方針概要図



1-3-6 糸魚川市駅北復興まちづくり計画

(平成 29 年 8 月)

平成 28 年 12 月 22 日に発生した糸魚川市駅北大火は、中心市街地の約 4 ヘクタールに延焼し、焼損棟数は 147 棟にのぼり、住宅や店舗などの生活基盤はもとより、長い暮らしの営みが築き上げてきた歴史的、文化的財産も失われるなど、大規模な被害をもたらしました。復旧、復興にあたっては、市民、地域、事業者、行政が、火災の脅威と復興まちづくりに対する考え方を共有するための基本方針を示すとともに、取り組むべき施策を体系的にまとめ、復興まちづくりを迅速かつ着実に推進していくため、総合計画の基本計画のひとつとして位置付けています。

復興まちづくりの目標

“カタイ絆でよみがえる 笑顔の街道 糸魚川”

3つの方針と将来イメージ

- 方針① 災害に強いまち
- 方針② にぎわいのあるまち
- 方針③ 住み続けられるまち

■ まちの将来イメージ

The map illustrates the future vision for the Iiyama Station North area. It features a central '重点地域 (被災地域)' (Key Area / Disaster Area) outlined in red. Surrounding this are various zones: 'まちなか居住地' (Inner-city residential), '中心商業地' (Central commercial), and 'まちなみ景観と延焼遮断帯の形成範囲' (Area for forming inner-city landscape and firebreak belts). The map also shows '幹線道路' (Main roads), '生活道路' (Living roads), '自然水利' (Natural water), '公園・広場' (Parks and squares), '寺院・神社' (Temples and shrines), '集会施設' (Gathering facilities), '金融機関' (Financial institutions), and '医療施設' (Medical facilities). A 'にぎわいの拠点 (糸魚川駅・ヒスイ王国)' (Vibrant hub (Iiyama Station / Hishui Kingdom)) is highlighted in pink. The map includes a scale bar (0-100m) and a legend. To the right, four small images depict future community scenes: '安全で安心なまち' (Safe and secure town), '安らぎと緑のあるまち' (Town with peace and greenery), '歴史の風情が香るまち' (Town with historical atmosphere), and '歩きやすいまち' (Easy-to-walk town). A fifth image at the bottom right shows '住んでよし 訪れてよしのまち' (Town where living and visiting are good).

1-3-7 糸魚川市高齢者福祉計画・第7期糸魚川市介護保険事業計画
(平成30年度～平成32年度)

バリアフリー関連の主な方針	
基本目標 ①自立支援・重度化防止に向けた取組の推進	■生きがい活動と社会活動の支援 【生涯学習の推進】 多様化・高度化する高齢者の学習ニーズに対応するとともに、高齢者の景観や知識、技能等を活かした学びや地域社会に参加・貢献できる環境づくりを推進するなど、今後も生涯学習を通じた高齢者の生きがいづくりの充実に努めます。
	■生きがい活動と社会活動の支援 【地域活動の推進】 高齢者が社会に参加し、地域や社会と関わりながら暮らしていくことが、地域の活性化につながるため、高齢者の地域活動を推進する取組を支援します。
基本目標 ②地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり	■多様な課題に対応するための体制づくり 【共生型サービスの位置付け】 今まで障害福祉のサービスを利用していただいていた障がい者の高齢化に伴う介護保険サービスへの移行の困難さが課題であったことから、平成30年度の介護保険法改正により、介護保険と障害保健の両制度に新たに「共生型サービス」を位置付けることが可能となり、サービスの一体化と連続性を持たせるために制度化されました。市では、対象者がスムーズにサービスの移行ができるよう、制度の周知と事務所の指定促進に努めます。

1-3-8 第3期糸魚川市地域福祉計画 (平成29年度～平成33年度)

バリアフリー関連の主な方針	
基本目標 ②充実した生活を送ることができる地域づくり	■生活環境の整備 【行政の取組】 公共建築物をはじめ、民間の建築物や公共交通機関についても事業者の理解と協力を得ながら、障がい者や高齢者等に配慮したバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

1-3-9 糸魚川市ささえあいプラン

(第5期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画 第1期糸魚川市障害児福祉計画)
(平成30年度～平成32年度)

バリアフリー関連の主な方針	
基本方針 ⑤安全・安心な 生活の確保	<p>■人にやさしいまちづくり 【ハード面のバリアフリー】</p> <p>公共事業による建築物の新設や歩道等の改修を行う際には、事前に障がい者団体等からの意見聴取を行う中で、障害のある人でも自由に安全に利用できるようなユニバーサルデザインを推進します。</p> <p>また、公共施設を新設するときには障がい者用トイレにあわせ、オストメイト対応トイレの設置に努めます。</p>
基本方針 ⑥啓発と広告	<p>■障害の正しい理解 【こころのバリアフリー】</p> <p>市民が病気や障害について理解を深めるように努め、障害のある人への心の壁を取り除く「こころのバリアフリー」を推進します。</p> <p>また、見た目では分かりづらい視覚・聴覚障害や精神障害などへの理解を進め、暮らしやすい糸魚川を目指します。</p>
	<p>■障害の正しい理解 【広報等による住民の理解・啓発】</p> <p>市の「広報いといがわ」や社会福祉協議会の「いといがわ社協だより」などの広報紙やホームページなどで、障害の特性や障がい者福祉に関わる各種情報の提供を行い、住民への理解・啓発を推進します。</p> <p>また、障害者差別解消法についても多くの市民から知ってもらうため、講演会等の開催を行い、普段から障害のある人が困らないように努めていただくよう周知します。</p>
	<p>■障害の正しい理解 【イベント等による啓発】</p> <p>現在行っているイベントだけでなく、市内で行われる福祉大会等のイベントへの参加やブース展示等を通じて、障がい者団体や事業所の活動を周知し、啓発に努めます。</p>
	<p>■障害の正しい理解 【福祉事業所が連携した啓発の取組】</p> <p>福祉事業所の職員が連携して、障がい者への理解を深める取組を行い、地域で生活する障がい者が生活しやすい環境づくりを進めます。</p>

公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針

公共施設等の
管理に関する
基本方針及び
実施方針

当市は、全国の自治体と同様に「老朽化する公共施設等の更新費用」を「減少していく財源」で賄わなければならないという相反する難しい局面にあります。

しかし、人口減少や少子高齢化は社会様態の変化であり、見方を変えれば「改革の時期」、「新たな公共サービスへ移行するチャンスの時」と言えます。

次の世代に過度の負担とならず、将来にわたり持続可能なまちを目指すためには、市民と行政が協働して公共施設等の更新問題に取り組む必要があります、これまでの単体的な公共施設等の整備方法から、今後は、中長期的な視点で横断的に公共施設等を再構築する「全体最適化」の考え方に転換し、総合かつ計画的に管理していきます。

そこで、当市の現状と課題を踏まえ、現在の公共サービスの水準を維持しつつ、社会情勢の変化にあった公共施設等のあり方と適正配置の考え方について、4つの基本方針とそれに対する具体的な実施方針を定めます。

また、この指針は、今後のまちづくりや市民に提供する行政サービスに影響を及ぼすものであることから、実効性を確保するため、公共施設等全体の適正配置を進める上での目標を設定します。

基本方針 1	社会情勢の変化に応じた適正配置を進める！
基本方針 2	マネジメントによる効率的・効果的な管理を行う！
基本方針 3	長寿命化を図る！
基本方針 4	財政負担を軽減・平準化する！

バリアフリー関連の主な方針

基本方針 3
長寿命化を
図る！

■ 市民の利便性に配慮した施設機能を確保する。

今後も継続して使用していく公共施設等については、修繕等の保全対策を図るとともに、市民が安心して利用できるよう、防災機能の強化、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の推進、環境に配慮した取り組みなど、市民の利便性に配慮した施設機能の確保、向上を図るよう維持管理していきます。

点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた公共施設等は、危険の除去を早期に行い、安全を確保します。

《このページ空白》

第2章

移動等円滑化の促進に関する 基本的な方針

2-1 移動等円滑化の促進に関する基本理念

2-2 移動等円滑化の促進に関する基本方針

第2章 移動等円滑化の促進に関する基本的な方針

2-1 移動等円滑化の促進に関する基本理念

本方針の上位計画である糸魚川市総合計画では、目標とする都市像を「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」として、豊かな自然、翡翠など、「翠」に象徴される地域資源を更に磨き、自然の恵み人情が豊かな糸魚川らしい翠の文化を高めながら、市民のいきいきとした活動と交流により、産業や教育、地域づくりなど、まちづくりのあらゆる分野で、活力のある美しい「翠の交流都市」を目指す方針が示されています。

本格的な高齢社会の到来と、観光振興等による来訪者の増加を見込みつつ、目標とする都市像を実現していくために、高齢者・障がい者を含めたすべての人が同じように生活し活動することのできる共生社会をめざす「ノーマライゼーション」の実現を念頭に置き、誰もが安心して社会参加できる環境を整えることが重要となります。

そのためには、平成15年度に策定した「糸魚川市交通バリアフリー基本構想」に基づき重点整備地区において取り組んできた円滑な移動空間の確保のさらなる拡充と、加えて高齢者や障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」を推進することが重要となります。

以上のことを踏まえたうえで、本市が目指すべき方向性を「基本理念」として定めるとともに、基本理念の実現に向けた「基本方針」を以下のとおり定めます。

■ 基本理念 ■

だれもが安心して社会参加できる
みどり
「翠の交流都市・糸魚川」

■ 基本方針 ■

- ① 市民と行政、関連事業者のパートナーシップに基づく取組の推進
- ② 継続的・段階的なバリアフリー化の推進
- ③ 「心のバリアフリー」の推進
- ④ 人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりの普及啓発

2-2 移動等円滑化の促進に関する基本方針

基本方針① 市民と行政、関連事業者のパートナーシップに基づく取組の推進

基本理念を実現するためには、「連続的」「一体的」なバリアフリー化を推進することが重要となりますが、そのためには施設設置管理者（行政、公共交通事業者など）が異なる部分、官民の敷地界などでのシームレス（繋ぎ目のない）なバリアフリー化を進めることが不可欠となります。

このため、行政内部においては、関係部署相互の横の連携を十分に確保しながら、効果的かつ効率的なバリアフリー化を推進するとともに、施設設置管理者やバリアフリー化対象路線沿道の民間事業者等、関係者のパートナーシップに基づく効果的かつ効率的なバリアフリー化を推進します。

基本方針② 継続的・段階的なバリアフリー化の推進

「糸魚川市交通バリアフリー基本構想」に基づくこれまでの取組により、糸魚川駅を中心とした重点整備地区において、（県道）糸魚川停車場線～北口広場～糸魚川駅自由通路～南口広場～糸魚川駅南線、及びそれらを補完する歩行者ネットワーク経路の円滑な移動空間の整備が進められてきました。

しかしながら、誰もが安心して社会参加できる環境を整えるためには、これまでの取組を発展的に見直しつつ、継続していく必要があります。

このため本方針では、「選択と集中」の視点を踏まえつつエリアや取組内容を見直したうえで、中長期的な視点のもと、継続的・段階的なバリアフリー化を推進します。

基本方針③ 「心のバリアフリー」の推進

基本理念を実現するためには、障害の有無にかかわらず、ともに同じ地域の住民として認め合い、安心していきいきと暮らすことができる共生社会の実現が課題となります。

そこで、福祉分野との連携のもと、市民一人一人が支援を必要とする方々の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにする「心のバリアフリー」を推進します。

基本方針④ 人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりの普及啓発

基本理念を実現するためには、あらゆる人が利用しやすい移動空間や施設をデザインするハード・ソフトの取組に加えて、市民参加によるユニバーサルデザインのまちづくりの実現が課題となります。

このため、ユニバーサルデザインに配慮した情報提供や、新潟県福祉のまちづくり条例等の周知・指導を通じて、バリアフリー化に対する市民の理解と協力を深めることによって、人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりに向けた機運の醸成に取り組みます。